

人材確保活動助成金交付要綱

平成30年 3月27日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が行う人材確保対策の一環として、岡山県内の営業所へ採用することを目的とした会員事業者（以下「事業者」という。）が行う人材確保活動を推進することにより、ドライバー不足の解消に資するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、人材確保活動を行う中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）である事業者とする。

(助成対象活動)

第3条 助成の対象となる人材確保活動は、当該年度4月1日から3月25日までに実施する以下の活動とする。

- (1) 企業説明会の開催
- (2) インターンシップ事業の実施（受け入れ期間は1日又は2日間とする。）

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、事業者が当該年度に人材確保活動を行った経費の1/3、上限5万円とし、1事業者あたり1回を限度とする。

- 2 前条第1号の企業説明会は、複数事業者及び複数営業所が共同開催する場合若しくは、合同企業説明会に参加する場合も助成対象とする。
- 3 前条第2号は、企業見学会を開催する場合も助成対象に含むものとする。

(助成申請及び助成金の請求)

第5条 助成を希望する事業者は、別紙様式による「人材確保活動助成申請書兼交付請求書」（以下「助成申請書」という。）を本会に請求するものとする。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、当該年度3月25日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 本会は、第5条の助成申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは事業者に対し助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、本会が別にこれを定める。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。